令和５年度新人看護職員等受入研修事業費補助金について

　　　　　　　※補助金交付要制定前のため、詳細については変更となる可能性があります。

　（趣旨）

第１条　新人看護職員等受入研修事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号）、熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

 （補助基準額）

第２条　補助基準額は、別表１のとおりとする。

　（補助対象期間）

第３条　補助の対象となる期間は、令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。

 （交付申請）

第４条　要項第３条第２項第１号の申請書は、令和　年（　年）　月　日までに提出するものとし、提出部数は１部とする。

２　要項第３条第２項第１号の事業計画書は、別記第１号様式によるものとする。

３　要項第３条第２項第３号のその他必要とする書類は、別表２に掲げる書類とする。

　（補助金の交付の条件）

第５条　補助金の交付の条件は、次に掲げる事項とする。

(1)　事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2)　知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3)　事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(4)　当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(5)　事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

　(6)　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、要項別記第１１号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

　　　 なお、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。

別表１（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基準額 | 対象経費 | 補助率 |
| １　１名～４名を受け入れる場合　　１病院当たり　　　　　　　　　　　　113千円２　５名～９名を受け入れる場合　　１病院当たり　　　　　　　　　　　　226千円３　10名～14名を受け入れる場合　　１病院当たり　　　　　　　　　　　　566千円４　15～19名を受け入れる場合　　１病院当たり　　　　　　　　　　　　849千円５　20名以上を受け入れる場合　　１病院当たり　　　　　　　　　　　1,132千円６　受け入れる新人看護職員等の人数が20名を超える場合　　１名増すごとに　　　　　　　　　　　　 45千円注：研修の受け入れ人数（ただし、同一法人の新人看護職員等の受け入れは除く。）については、年間40時間で１人とし、上限は40人とする。なお、１人で40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば１人とする。 | 新人看護職員等受入研修の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料 | ２分の１以内 |

（注意事項）

　新人看護職員等受入研修とは、新人看護職員研修ガイドライン（平成２６年３月２４日付け医政看発０３２４第４号厚生労働省医政局看護課長通知）に沿って実施する研修を公開し、公募により他の病院等の新人看護職員等を受け入れて行う研修をいう。

別表２（第４条第３項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 添　　付　　書　　類 | 様　　　　式 |
| ①新人看護職員等受入研修事業費補助金所要額調書②対象経費の支出予定額算出内訳＜添付資料＞③新人看護職員等受入研修事業　研修担当者名簿④新人看護職員の到達目標⑤受入研修プログラムの年間計画 | 別記第２号様式別記第３号様式別記第４号様式※④及び⑤については任意の様式 |

別表３（第８条第２項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 添　　付　　書　　類 | 様　　　　式 |
| ①新人看護職員等受入研修事業費補助金精算額調書②対象経費の実支出額算出内訳＜添付資料＞③受入研修修了者名簿④受入研修プログラムの実績⑤研修の評価（受入研修全体の評価）⑥その他参考となる資料 | 別記第６号様式別記第７号様式別記第８号様式※④～⑥については任意の様式 |